

チャレンジ支援推進事業企画委員会開催要綱

平成16年4月28日
男女共同参画局長決定
平成17年9月8日一部改正
平成18年3月3日一部改正

1 趣旨

内閣府において実施するチャレンジ支援推進事業（以下「推進事業」という。）のうち男女共同参画局長が必要と認める事項に関し、専門的な助言等を行い、もって推進事業の一層の促進・充実に資することを目的として、有識者からなるチャレンジ支援推進事業企画委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2 所掌事項

委員会は、上記趣旨に基づき、推進事業に関する外部評価・助言機関として、次の各号に掲げる事項の評価及び助言等を所掌する。

- (1) 推進事業の企画立案に関すること。
- (2) 推進事業の実施に関すること。
- (3) 推進事業の普及啓発に関すること。

3 会議

委員会は、男女共同参画局長が召集する。

4 構成員

委員会の構成は別紙のとおりとする。また、必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めることとする。

5 開催期日

委員会の開催は、平成20年3月31日までとする。

6 運営

委員会の庶務は、男女共同参画局推進課において処理する。

チャレンジ支援推進事業企画委員会開催要綱（一部改正見え消し）

平成16年4月28日
男女共同参画局長決定
平成17年9月8日一部改正
平成18年3月3日一部改正

1 趣旨

内閣府において実施する「~~地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備~~チャレンジ支援推進事業」(以下「推進事業」という。)における実践研究のうち男女共同参画局長が必要と認める事項に関し、専門的な助言等を行うとともに、もって推進事業の一層の促進・充実に資することを目的として、その成果普及等を図るため、推進事業実施要綱3(7)に基づき、有識者からなるチャレンジ支援推進事業企画委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2 所掌事項

委員会は、上記趣旨に基づき、推進事業に関する外部評価・助言機関として、次の各号に掲げる事項の評価及び助言等を所掌する。

- ~~(1) 都道府県・政令指定都市から提出された推進事業にかかる事業計画書について審査し、評価、助言等を行う。~~
- ~~(2) 前項の意見を踏まえて内閣府の指定した事業者（以下「事業者」という。）の提出する中間報告書について事業者から説明を受け、評価、助言等を行う。~~
- ~~(3) 事業者の提出する成果報告書について事業者から説明を受け、評価、助言等を行う。~~
- ~~(4) シンポジウムの開催等による推進事業の成果普及等を図るため、助言等を行う。~~
 - (1) 推進事業の企画立案に関すること。
 - (2) 推進事業の実施に関すること。
 - (3) 推進事業の普及啓発に関すること。

3 会議

委員会は、男女共同参画局長が召集する。

~~3~~ 4 構成員

委員会の構成は別紙のとおりとする。また、必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めることとする。

~~4~~ 5 開催期日

委員会の開催は、平成~~18~~20年3月31日までとする。

~~5~~ 6 運営

委員会の庶務は、男女共同参画局推進課において処理する。